

平成30年度

長者原スマートインターチェンジ[®]
地区協議会 議案書



平成26年12月20日 24時間化記念式典

長者原スマートインターチェンジ地区協議会

平成30年度

長者原スマートインターチェンジ地区協議会

日時 平成30年7月5日（木） 13:30～

場所 大崎市三本木健康福祉センター ふれあいホール

次 第

1. 開 会

2. 会 長 挨 拶

3. 議 事

報告第1号 平成29年度活動及び取り組み報告について

議案第1号 長者原スマートインターチェンジ利活用方針（案）について

議案第2号 平成30年度取り組み（案）について

4. そ の 他

5. 閉 会

平成29年度活動及び取り組み報告について

年 月 日	活 動 内 容
平成29年6月13日	第1回事務局会議 【大崎市役所 三本木総合支所 2階 会議室】
平成29年6月～	アクセス道の改修（市道宮沢高清水線 大崎市施工） ○測量設計・用地測量
平成29年7月5日	平成29年度長者原スマートインターチェンジ地区協議会 【大崎市役所 三本木総合支所 ふれあいホール】
平成29年7月中旬	地区協議会活動内容を大崎市のHPへ掲載
平成29年8月～ 平成30年3月	アクセス道の改修（市道自動車道西宮沢2号線 大崎市施工） ○用地買収・改良工事（平成30年3月供用開始）
平成29年11月28日 ～12月22日	整備効果検証に伴うアンケート調査実施（大崎市委託業務） ○地域住民アンケート 対象：SICから半径3km以内の18歳以上を対象 配布数：1,000部 回収数：351票
平成29年12月7日 及び12月12日	整備効果検証に伴うヒアリング調査実施（大崎市委託業務） ○周辺企業ヒアリング及び郵送・FAXによる回答 対象：SIC周辺の企業のうち平成27年度アンケート対象企業とSIC整備後の新規立地企業を対象 ヒアリング企業数：3社
平成30年2月22日	第2回事務局会議 【大崎市役所 三本木総合支所 1階 会議室】

別紙資料

- | | | |
|------------------|---|-------|
| 1. これまでの経過について | } | 別紙資料1 |
| 2. その後の対策について | | |
| 3. アンケート調査結果について | | 別紙資料2 |

議案第 1 号

長者原スマートインターチェンジ利活用方針（案）について

平成 28 年度及び平成 29 年度に実施したアンケート結果に基づき，長者原スマートインターチェンジ（以下，「スマート IC」という）の利用促進等を図るため，下記の内容にて利活用方針を定める。

1. スマート IC の周辺・情報提供方針

課 題	<ul style="list-style-type: none">・周辺住民の利用していない方の多くは高速道路を非利用，または ETC を未装着・スマート IC 周辺住民の ETC 装着率は県の平均を下回る（宮城県全体の装着率 68%，周辺住民のうち自身の車への装着率 60%）
方 針	<ul style="list-style-type: none">・スマート IC の周知の強化
取組み例	<ul style="list-style-type: none">・周辺観光地やイベントでのアクセス案内にスマート IC の掲載を依頼・スマート IC への交通アクセス情報などについて，利用者の促進を促すため協議会会員市のホームページや広報誌等への掲載を依頼

2. 夜間利用促進方針

課 題	<ul style="list-style-type: none">・夜間も含め 24 時間利用可能なことについて，H28 アンケートにおいては知っているが 44%で，知らなかったは 56%と逆転・夜間のスマート IC の利用状況・利用意向について，H28 アンケートにおいては，利用したことがなく，今後も利用しようと思わないが 30%と高い割合
方 針	<ul style="list-style-type: none">・24 時間化の周知・深夜割引制度の周知
取組み例	<ul style="list-style-type: none">・スマート IC が 24 時間利用可能であり，夜間利用においては割引制度の活用により高速料金の節約につながるなど，メリットについて協議会会員市のホームページや広報誌等に掲載を依頼・早朝に見どころがある観光地の関係機関に深夜割引制度の周知を依頼

3. 観光地への来訪・周遊促進方針

課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・地元特産物の販売や地元食材を使った料理の提供といった「その土地」を感じられる情報が不足 ・リピーターや比較的時間に余裕があると想定される高齢者は、周辺観光地の情報発信施設を要望
方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・「その土地」ならではのサービスや情報発信サービスの提供方法を検討 ・周遊観光ルートの形成について要望
取組み例	<ul style="list-style-type: none"> ・長者原サービスエリアにおける「ドラマチックエリア※」化に向けた取り組みを要望 ・「化女沼」, 「蕪栗沼」, 「伊豆沼・内沼」を3点で結んだ「ラムサールトリアングル」を活かした周遊ルート形成を各関係機関へ要望 <p>※ドラマチックエリアとは ネクスコ東日本が展開する地域の特色を活かしたSA・PAのこと。 地域性の充実にこだわり、特産品を取り揃えた休憩施設で、宮城県内では菅生PAが指定されている。 (ドラぷら E-NEXCO ドライブプラザ ホームページより)</p>

4. その他

課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・一般道からのスマート IC への案内標識の充実, アクセス道の整備
方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺状況の確認と関係機関への情報提供及び改善要望 ・アクセス道路の整備促進要望
取組み例	<ul style="list-style-type: none"> ・案内標識並びに案内看板の適切な保守点検と, 設置数, 大きさ等の見直しについて要望 ・市で現在整備を進めている市道宮沢高清水線の進捗状況, 供用予定等の情報提供を依頼

平成 3 0 年度取り組み（案）について

長者原スマートインターチェンジ（以下、「スマート IC」という）の利用促進等を図るため、下記の取り組みを行う。

- (1) 委員及び関係機関と連携した PR 活動
ホームページ、広報誌等を利用したスマート IC の PR 活動を行う。
- (2) スマート IC 情報に係る追加情報掲載活動
スマート IC 周辺の不動産情報にスマート IC までの距離や時間などの掲載活動を行う。
- (3) スマート IC アクセス道の整備促進、道路状況の情報共有活動
国道からのアクセス道路について、引き続き整備促進を要望するとともに、スマート IC 利用者が安心して通行できるよう不具合箇所については、道路管理者等へ情報を提供し改善を要望する。

長者原スマートインターチェンジ地区協議会 委員名簿

	所 属 機 関 名	委 員	備 考
1	国土交通省東北地方整備局 道路部道路計画第二課	課 長	
2	国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所	所 長	
3	東日本高速道路株式会社 東北支社 総合企画部 総合企画課	課 長	
4	東日本高速道路株式会社 東北支社 管理事業部 管理事業統括課	課 長	
5	東日本高速道路株式会社 東北支社 仙台管理事務所	所 長	
6	宮城県警察本部 交通部交通規制課	課 長	
7	宮城県警察本部 高速道路交通警察隊	隊 長	
8	宮城県古川警察署	署 長	
9	宮城県 土木部 道路課	課 長	
10	宮城県 北部土木事務所	所 長	
11	登米市	市 長	
12	栗原市	市 長	
13	大崎市	市 長	
14	古川商工会議所	副 会 頭	
15	大崎市工業会	会 長	
16	公益社団法人 宮城県トラック協会 大崎支部	支 部 長	
17	化女沼観光協会	会 長	
18	NPO法人 エコパル化女沼	理 事 長	
19	宮沢地域振興協議会	会 長	
20	長岡地区地域づくり協議会	会 長	
21	富永地区振興協議会	会 長	
22	清滝地区振興協議会	会 長	

長者原スマートインターチェンジ地区協議会規約

(名称)

第1条 本会は、「長者原スマートインターチェンジ地区協議会」（以下「協議会」という）とする。

(目的)

第2条 協議会は、長者原スマートインターチェンジ(以下「長者原スマート IC」という。)の設置・管理・運営等について、必要な検討、調整を行うことを目的とする。

(事業内容)

第3条 協議会は第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 長者原スマート IC の設置に係る次の項目の検討及び調整を行う。

- ① 長者原スマート IC の社会便益に関すること。
- ② 長者原スマート IC 及び周辺道路の安全性に関すること。
- ③ 長者原スマート IC の設置に伴う高速道路の利用交通量の変化に関すること。
- ④ 長者原スマート IC の構造及び整備方法に関すること。
- ⑤ 長者原スマート IC の管理・運営方法に関すること。
- ⑥ 広域的な検討結果の反映に関すること。
- ⑦ その他長者原スマート IC を設置・管理・運営する上で必要な事項に関すること。

(2) 協議会は、長者原スマート IC の供用開始後の社会便益・安全性・利用交通量・管理・運営形態等について、定期的にフォローアップし、必要に応じ見直しを行う。

(3) その他、目的達成に必要な事業

(構成)

第4条 協議会は、別紙の委員により構成する。

(会長及び職務代理者)

第5条 協議会に会長を置く

2. 会長は、大崎市長をもって充てる
3. 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
4. 会長が出席できないときは、会長が指名した者がその職務を代理する。

(事務局)

第6条 協議会には、協議会の運営事務を行う事務局を設置するものとし、大崎市建設部都市計画課に置く。

(協議会)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2. 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。
3. 協議会の会議は、出席委員及び代理出席委員の過半数の出席をもって成立する。
4. 協議会の議事は、出席委員及び代理出席委員の合議で決する。
5. 会長が必要と認める場合は、委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。
6. 協議会の会議は、原則非公開とし、委員の承認を得て、会議資料及び会議録を公表することができる。

(軽微な議事に関する扱い)

第8条 軽微な議事については、書面により表決を得ることにより、会議の決議に代えることができる。

(規約の改正)

第9条 本規約を改正する必要があるときは、協議会の決によりこれを行うものとする。

(解散)

第10条 協議会は、長者原スマートICが運営される限り存続する。

(補則)

第11条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は協議会が別に定める。

附則

この規約は、平成18年8月8日から適用する。

附則

この規約は、平成26年10月9日より適用する。